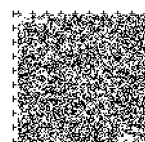


VI

資料編

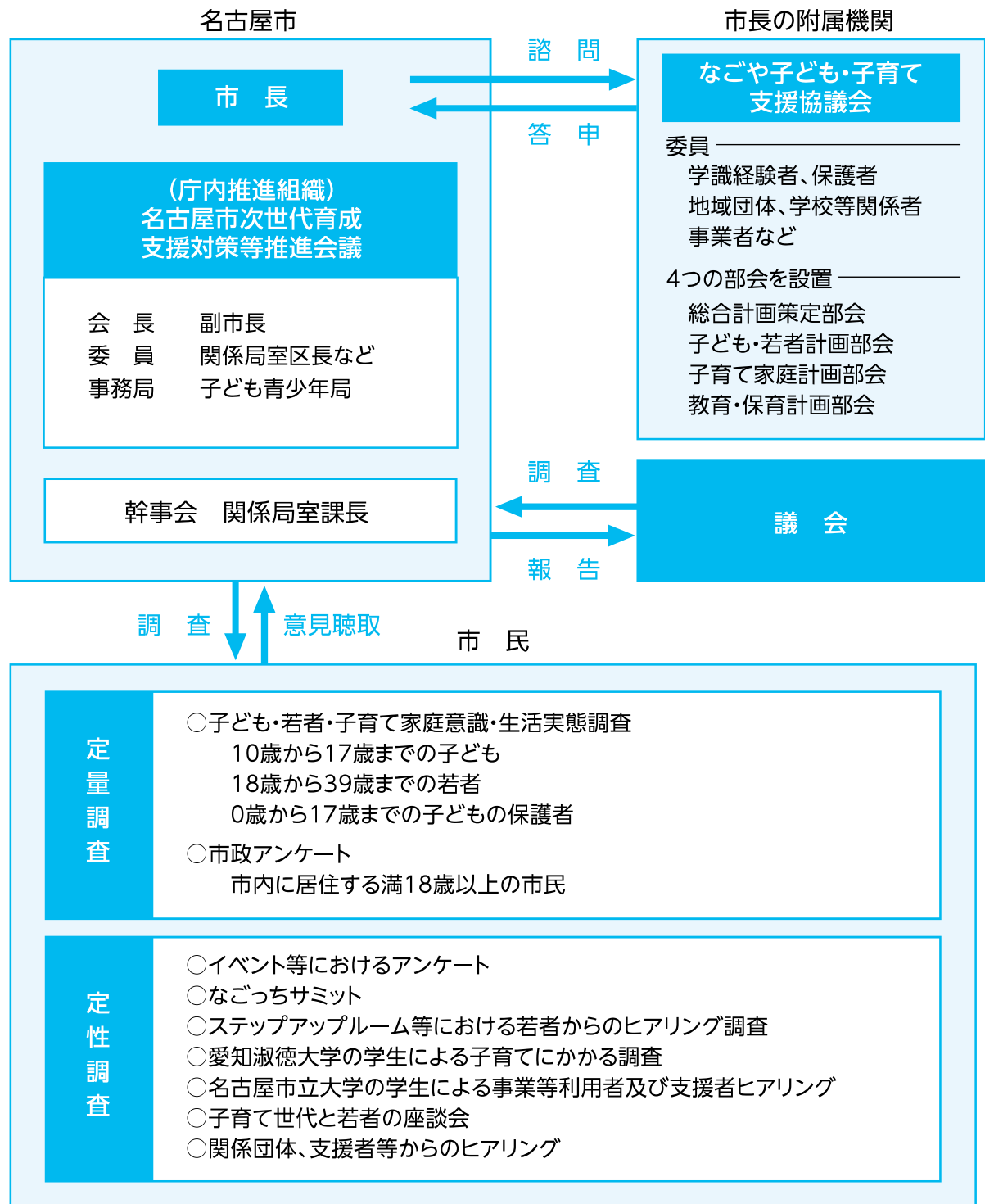


1 策定経過

年度	年月日	事 項
平成 29年度	平成29年6月13日	平成29年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会
	平成29年10月31日	平成29年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会
	平成30年2月8日	平成29年度第3回なごや子ども・子育て支援協議会
平成 30年度	平成30年5月8日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	平成30年6月11日	平成30年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会
	平成30年7月9日	子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査開始 (～7月30日まで)
	平成30年8月22日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	平成30年8月27日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議
	平成30年10月31日	平成30年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会
	平成31年1月10日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	平成31年2月18日	平成30年度第3回なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども・子育て支援協議会へ諮問
令和 元年度	平成31年3月26日	子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査結果公表
	令和元年5月10日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和元年6月3日	令和元年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和元年6月4日	なごや子ども・子育て支援協議会から答申
	令和元年8月14日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和元年8月19日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議
	令和元年11月5日	令和元年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和元年11月11日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和元年12月3日	教育子ども委員会所管事務調査
	令和元年12月9日	次期子どもに関する総合計画案パブリックコメント開始 (～1月8日まで)
	令和2年2月4日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和2年2月10日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議
	令和2年2月18日	令和元年度第3回なごや子ども・子育て支援協議会

2 策定体制

(1) 全体像



(2)なごや子ども・子育て支援協議会

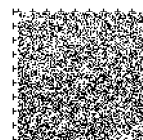
なごや子ども・子育て支援協議会 委員 (平成29年6月13日～)

会 長 金井 篤子 副会長 平石 賢二

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
浅野 香代子	名古屋市子ども会連合会		○		
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟			○	
伊藤 一美	特定非営利活動法人子ども&まちネット		○		
大曲 春菜	公募委員			○	
中村 弘佳	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 (小野委員 平成30年5月22日～委員交代)				
小野 浩伸					
門間 晶子	名古屋市立大学看護学部	○		◎	
金井 篤子	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	◎			
東村 誠	愛知県経営者協会 (久世委員 令和2年2月1日～委員交代)			○	
久世 康浩					
佐藤 文枝	名古屋市地域女性団体連絡協議会 (近藤委員 平成30年5月22日～委員交代)			○	
近藤 明代					
近藤 正春	桜花学園大学	○			◎
近藤 晶子	名古屋市立高等学校PTA協議会 (伊藤委員 平成30年9月1日～委員交代) (齊藤委員 令和元年10月24日～委員交代)		○		
伊藤 智子					
齊藤 明広					
山口 洋子	名古屋市保護区保護司会連絡協議会 (酒井委員 平成30年9月1日～委員交代)				
酒井 雅直					
五十嵐 登	公益社団法人愛知県防犯協会連合会 (佐藤委員 平成30年5月22日～委員交代)				
佐藤 勇治					
末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部	○	○		
藤井 斉子	名古屋市立小中学校PTA協議会 (西田委員 平成30年5月22日～委員交代) (高江洲委員 令和元年5月22日～委員交代)			○	
西田 さよ					
高江洲 真紀					
竹内 景子	愛知県弁護士会				○
野口 雅弘	名古屋商工会議所 (竹内委員 令和元年8月1日～委員交代)		○		
竹内 秀明					



氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	○	○		
松本 正孝	愛知県私学協会名古屋支部 (日下委員 令和元年5月22日～委員交代)		○		
日下 照方					
平井 誠敏	名古屋市児童養護連絡協議会		○		
平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	○	◎		
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟				○
太箸 俊一	愛知県中小企業団体中央会			○	
野田 敦敬	名古屋市教育委員会 (船津委員 平成30年10月31日～委員交代)				○
船津 静代					
神野 英之	名古屋市区政協力委員議長協議会 (堀場委員 平成30年9月1日～委員交代)			○	
堀場 光二					
松永 由美子	連合愛知名古屋地域協議会			○	
真野 寿雄	一般社団法人名古屋市医師会			○	
杉浦 巖	愛知県警察本部生活安全部少年課 (三ツ井委員 令和元年5月22日～委員交代)				
三ツ井 健幸					
鈴木 加代子	名古屋人権擁護委員協議会 (山口委員 平成30年9月1日～委員交代)				
山口 洋子					
山田 友美	公募委員		○		
山本 広枝	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会		○		
萬屋 育子	特定非営利活動法人CAPNA			○	
若松 元知	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				



なごや子ども・子育て支援協議会 臨時委員 (平成29年6月13日～)

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
上田 敏文	名古屋市立大学大学院人間文化研究科				○
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所				○
河村 暁	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				○
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター				○
古池 哲朗	愛知県労働局就業促進課 (岩井委員 令和元年5月22日～委員交代)				
岩井 秀憲					
鵜飼 数正	なごや若者サポートステーション				
後藤 秀爾	愛知臨床心理士会 福祉領域部会専門委員				
榊原 晴親	厚生労働省愛知労働局職業安定課 (杉山委員 平成30年5月22日～委員交代)				
杉山 龍吾					
星野 智生	一般社団法人愛知P F S協会				
鯉沼 良久	名古屋市立高等学校長会 (松浦委員 令和元年5月22日～委員交代)				
松浦 和彦					
鬼頭 稔	名古屋市立小中学校長会 (新井委員 平成30年5月22日～委員交代) (松山委員 令和元年5月22日～委員交代)				
新井 宏法					
松山 清美					
山田 健治	愛知県警察本部生活安全部少年課				
島崎 徹也	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会		○		
賀屋 哲男	名古屋市学童保育連絡協議会			○	
伊藤 健治	東海学園大学教育学部教育学科				
小林 由美子	名古屋学院大学スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科				
間宮 静香	愛知県弁護士会				
望月 彰	名古屋経済大学人間生活科学部教育保育学科				

※部会略号（所属する委員のみ）

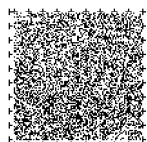
「総」 総合計画策定部会及び次期計画準備・調査部会

「子」 子ども・若者計画部会

「家」 子育て家庭計画部会

「教」 教育・保育計画部会

◎：部会長 ○：部会員



協議会開催状況

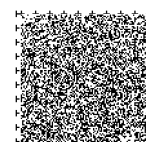
年度	回	年月日	内容(関係分)
平成29年度	第1回	平成29年6月13日	・次期子どもに関する総合計画策定に係る準備について
	第2回	平成29年10月31日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
	第3回	平成30年2月31日	・次期計画準備・調査部会の開催報告について
平成30年度	第1回	平成30年6月11日	・計画部会の開催状況について
	第2回	平成30年10月31日	・計画部会からの報告について
	第3回	平成31年2月18日	・諮問 ・計画部会からの報告について
令和元年度	第1回	令和元年6月3日	・次期子どもに関する総合計画にかかる答申案について
	第2回	令和元年11月5日	・次期「子どもに関する総合計画」(案)について
	第3回	令和2年2月18日	・なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画の策定について

部会開催状況

①次期計画準備・調査部会

- 主な検討事項 ▶次期子どもに関する総合計画の策定に向けた基本的な事項の確認
▶子ども・若者・子育て家庭意識・実態調査

回	年月日	内 容
第1回	平成29年8月28日	・部会について ・わくわくプラン2015策定当時の状況の変化、新たな課題について ・次回の部会までに必要となる資料について
第2回	平成29年10月31日	・実態調査の調査項目について ・次年度に設置する部会について ・計画の一本化について
第3回	平成30年1月12日	・各種実態調査の調査票素案について ・部会設置案及び構成員について



②総合計画策定部会

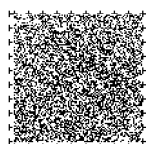
主な検討事項 ▶各部会において検討された事項の取りまとめ
▶「めざす姿」、「基本的な視点」等、計画の全体にかかる事柄

回	年月日	内 容
第1回	平成30年4月25日	・ 総合計画策定部会の役割について ・ 総合計画策定スケジュール(予定)について ・ 総合計画策定の方向性について ・ 総合計画策定にかかる調査について
第2回	平成30年10月22日	・ 計画3部会における検討状況等について ・ 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について ・ 次期子どもに関する総合計画の基本的な視点について
第3回	平成30年12月17日	・ 計画3部会における検討状況等について ・ 次期子どもに関する総合計画の理念等について
第4回	令和元年5月20日	・ 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)について ・ なごや子ども条例の周知・啓発について

③子ども・若者計画部会

主な検討事項 ▶子どもや若者を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内 容
第1回	平成30年5月21日	・ 子ども・若者計画部会の役割について ・ 総合計画策定スケジュール(予定)について ・ 総合計画策定の方向性について ・ 総合計画策定にかかる調査について
第2回	平成30年10月2日	・ 関係団体からのヒアリング 〔なごや若者サポートステーション 名古屋市子ども・若者総合相談センター〕 ・ 子ども・若者にかかる施策のあり方について ・ 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について
第3回	平成30年12月11日	・ 子ども・若者にかかる施策のあり方について ・ 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第4回	平成31年4月22日	・ 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について ・ なごや子ども条例の周知・啓発について



④子育て家庭計画部会

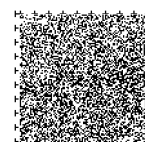
主な検討事項 ▶子育て家庭を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内 容
第1回	平成30年5月24日	・ 子育て家庭計画部会の役割について ・ 総合計画策定スケジュール(予定)について ・ 総合計画策定の方向性について ・ 総合計画策定にかかる調査について
第2回	平成30年10月3日	・ 関係団体からのヒアリング 〔 特定非営利活動法人こどもNPO 特定非営利活動法人起業支援ネット 特定非営利活動法人子育て支援のNPOまめっこ 〕 ・ 子育て家庭にかかる施策のあり方について ・ 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について
第3回	平成30年12月6日	・ 子育て家庭にかかる施策のあり方について ・ 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第4回	平成31年4月24日	・ 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について ・ なごや子ども条例の周知・啓発について

⑤教育・保育計画部会

主な検討事項 ▶教育・保育を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内 容
第1回	平成30年5月25日	・ 教育・保育計画部会の役割について ・ 総合計画策定スケジュール(予定)について ・ 総合計画策定の方向性について ・ 総合計画策定にかかる調査について
第2回	平成30年9月13日	・ 関係団体からのヒアリング 〔 名古屋市私立幼稚園PTA連合協議会 名古屋市立幼稚園PTA協議会 名古屋民間保育園連盟保護者会連合会 名古屋市公立保育園父母の会 〕 ・ 教育・保育にかかる施策のあり方について ・ 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について
第3回	平成30年12月5日	・ 教育・保育にかかる施策のあり方について ・ 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第4回	平成31年4月23日	・ 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について ・ なごや子ども条例の周知・啓発について



(3)名古屋市次世代育成支援対策等推進会議

次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備「次世代育成支援対策」を総合的に推進するとともに、子どもの権利を保障することを目的として設置。

①推進会議構成員

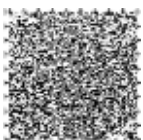
(平成31年4月1日現在)

会 長	副市長	委 員	緑政土木局長
副会長	子ども青少年局長	委 員	上下水道局長
委 員	会計室長	委 員	交通局長
委 員	防災危機管理局长	委 員	病院局長
委 員	市長室長	委 員	消防長
委 員	総務局長	委 員	選挙管理委員会事務局長
委 員	財政局長	委 員	監査事務局長
委 員	市民経済局長	委 員	人事委員会事務局長
委 員	観光文化交流局長	委 員	教育長
委 員	環境局長	委 員	市会事務局長
委 員	健康福祉局長	委 員	中村区長
委 員	住宅都市局長	委 員	中区長

②幹事会構成員

(平成31年4月1日現在)

幹事長	子ども青少年局企画経理課長	幹 事	環境局総務課長
幹 事	防災危機管理局総務課長	幹 事	健康福祉局総務課長
幹 事	総務局総務課長	幹 事	子ども青少年局総務課長
幹 事	総務局企画課長	幹 事	住宅都市局主幹(企画調整)
幹 事	総務局男女平等参画推進室長	幹 事	緑政土木局企画経理課長
幹 事	総務局人材育成・コンプライアンス推進室長	幹 事	上下水道局経営企画課長
幹 事	財政局総務課長	幹 事	交通局営業本部企画財務部主幹(企画調整・外郭団体)
幹 事	市民経済局企画経理課長	幹 事	病院局総務課長
幹 事	市民経済局産業部主幹(労働企画)	幹 事	消防局総務課長
幹 事	観光文化交流局総務課長	幹 事	教育委員会企画経理課長
		幹 事	教育委員会指導室長



3 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申概要)

市は、平成20年4月に「なごや子ども条例」を施行し、子ども・若者・子育て支援施策を推進してきた。個々の施策領域では成果が生まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっていとは言えないのが現状である。

こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願い、答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子ども条例」の理念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

1 計画策定の考え方

(1) 計画の趣旨、計画の位置づけ

- 子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子ども条例第20条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として策定する
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえる
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、推進につとめる

(2) 計画の期間

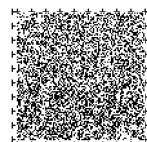
計画期間を令和2年度から令和6年度の5年間とすることについては、施策・事業をより具体的に実施していく観点からも適当であると考ええる。5年間に実現すべき具体的な施策を盛り込んだ計画として策定することが望まれる。

(3) 計画の対象

「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とすることは適当と考える。

(4) 計画の基本的な視点

- ア 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点
- イ 当事者参画の視点
- ウ さまざまな困難の予防、早期発見・早期対応の視点と、一人ひとりの発達に応じた支援の視点
- エ 支援を必要とする対象につながるための情報提供やアウトリーチの視点
- オ 名古屋市の資源や相談・支援ネットワークの活用・充実をはかる視点



2 めざす姿

(1)めざす姿

現行計画策定時に20年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適当と考える。

(2)めざすまちの姿

なごや子ども条例の理念を尊重し、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちなごや」を柱とすることが望ましい。

3 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

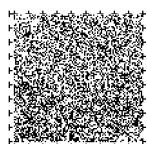
4 施策・事業

施策一覧

(1)	子どもの権利を守り生かすことへの支援	(11)	多様な働き方に対応できる環境整備の促進
(2)	子どもの健康の支援	(12)	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
(3)	居場所と安全の支援	(13)	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
(4)	学びの支援	(14)	児童虐待等への対応
(5)	多様な交流と体験の支援	(15)	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
(6)	子ども・親総合支援	(16)	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
(7)	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	(17)	社会的養育が必要な子どもへの支援
(8)	経済的負担の軽減	(18)	障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援
(9)	地域全体での子育て支援	(19)	外国につながる子どもとその家庭への支援
(10)	子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	(20)	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

5 子ども・子育て支援事業計画

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」における量の確保においても、その方向性を同じくすべきものであることから、両者を一体とした計画として策定していくことが望ましく、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。



4 なごや子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 子どもの権利(第3条—第7条)

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務(第8条—第13条)

第4章 子どもに関する基本的な施策等(第14条—第19条の2)

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進(第20条—第28条)

第6章 雑則(第29条)

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを決意し、この条例を制定します。



第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

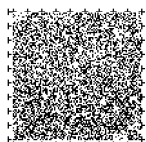
第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。



- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。
- (7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分たちの意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

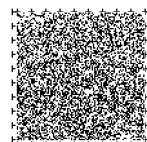
第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

- 2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。



(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭(以下「子育て家庭」という。)を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

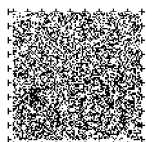
第4章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。



- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
- (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策(以下「基本的施策」という。)を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究)

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

(広報)

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

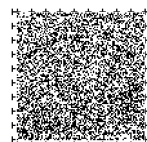
第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の



意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27条 協議会には、必要に応じ、委員(その調査審議事項に係る臨時委員を含む。)の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑 則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

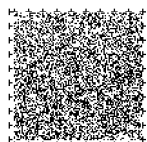
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第117号で平成20年9月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定により策定されている計画は、第20条第1項の規定により策定された総合計画とみなす。



(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

3 名古屋市青少年問題協議会条例(昭和33年名古屋市条例第20号)は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例(以下「新条例」という。)第25条第3項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第26条第1項の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

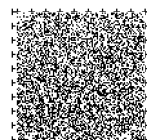
(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例(以下この項において「新条例」という。)の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。

- (1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年名古屋市条例第60号)第2条
- (2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年名古屋市条例第58号)第2条の表
- (3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年名古屋市条例第100号)第2条の表
- (4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年名古屋市条例第8号)第3条
- (5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年名古屋市条例第57号)第2条の表
- (6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年名古屋市条例第59号)第2条



5 名古屋市子どもの権利擁護委員条例

(設置)

第1条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第3条 委員は、第1条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第4条 委員の定数は、5人以内とする。

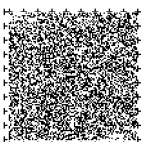
2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第5条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱



することができる。

(兼職の禁止)

第6条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第7条 委員のうちから代表委員1人を置き、委員の互選により定める。

2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。

3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調査相談員)

第8条 委員の職務の遂行を補助するため、調査相談員を置く。

2 次条の規定は、調査相談員について準用する。

(委員の責務)

第9条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。

5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。

6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

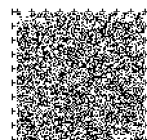
7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第10条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第11条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。



- 2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第12条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申し立てを行うことができる。

- 2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。
- 3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。
 - (1) 市内に住所を有する子どもに係るもの
 - (2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除く。)に係るもの(相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。)

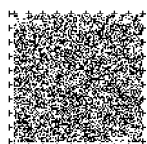
(調査及び調整)

第13条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

- 2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、調査を行わなければならない。
- 3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

(調査の中止)

第14条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。



- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。
 - (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
 - (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から3年を経過した後にされたとき。
 - (4) 前条第3項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除く。)
 - (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。
- 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(勧告又は要請)

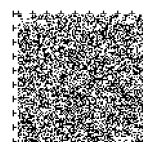
- 第15条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。
- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。
- 3 第1項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

(報告)

- 第16条 委員は、前条第1項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。
- 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。
- 3 委員は、前条第2項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

- 第 17 条 委員は、前条第2項又は第4項(第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。
- 2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。
- 3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。



4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第18条 委員は、第15条第1項の勧告若しくは同条第2項の要請をした場合又は第16条第2項若しくは第4項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第4項において準用する第16条第2項若しくは第4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。

3 前2項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第19条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

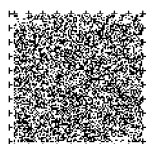
附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



6 名古屋市児童を虐待から守る条例

(目的)

第1条 この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

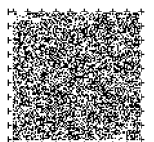
- 第3条 虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を許してはならない。
- 2 児童を虐待から守るに当たっては、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。
 - 3 市民全体として、児童の尊厳を守り、児童が健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。
- 2 市は、児童を虐待から守るため、必要な施策を講じなければならない。
 - 3 市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
 - 4 市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。
 - 5 市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力



するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけに際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。

(虐待の予防)

第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。

2 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

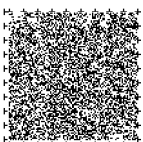
(地域の相談支援拠点)

第10条 市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。

(情報の共有)

第11条 市は、児童相談所又は福祉事務所に対し、虐待を受けた児童（虐待を受けたと思われる児童を含む。以下本条及び第 13 条において同じ。）を発見した者から通告又は虐待に係る相談があった場合には、その旨の情報を児童相談所及び福祉事務所において適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市立の学校、保健所その他児童の福祉に業務上関係のある市の機関の長は、虐待を受けた児童に係る情報について、児童相談所長（児童相談所の長をいう。以下同じ。）及び福祉事務所長（福祉事務所の長をいう。以下同じ。）との適切な共有に努めるものとする。



- 3 市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。
- 4 市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。

(虐待の防止等のための個人情報の提供)

第12条 市長は、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止並びに虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のため必要があると認めるときは、当該虐待に係る児童又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

(児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等)

第13条 児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。

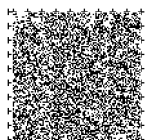
- 2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項に規定する一時保護をいう。以下同じ。）の必要性を最大限考慮しなければならない。
- 3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の安全の確認に協力しなければならない。
- 4 児童相談所長は、必要に応じ、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。
- 5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。
- 6 前2項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。
- 7 児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。

(臨検、搜索等の必要性の判断)

第14条 市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第8条の2の規定による出頭要求等、法第9条の規定による立入調査等及び法第9条の3の規定による臨検、搜索等を行うものとする。

(福祉事務所が通告を受けた場合の措置)

第15条 福祉事務所が法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、児童の安全の確認を行うための措置を講ずると



ともに、必要に応じ法第8条第1項に規定する措置を採るものとする。

(虐待を受けた児童と保護者との再統合に向けた指導及び支援)

第16条 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭的環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(虐待を受けた児童への教育支援)

第17条 市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。

(里親等への援助)

第18条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。

(虐待の防止等に係る体制の整備)

第19条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。

3 市は、第16条の再統合に向けた指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。

(児童虐待防止推進月間)

第20条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組の理解及び協力を求めるために、毎年5月及び11月を児童虐待防止推進月間とする。

(財政上の措置)

第21条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

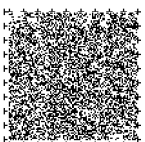
第22条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



7 市民意見聴取の結果

(1) 定量調査

■ 定量調査一覧

区 分	対 象	内 容
①子ども・若者・子育て 家庭意識・生活実態調査	子 ども 8,000人 若 者 10,000人 保 護 者 24,000世帯	生活状況、普段感じていること、 本市事業の認知度や利用状況、 利用意向など
②市政アンケート	市民 2,000人	なごやの子どもの育成について

■ 定量調査一覧

① 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査			
項目	子ども調査	保護者調査	若者調査
実施時期	平成30年7月9日～7月30日		
調査方法	郵送法		郵送法(一部ウェブによる オンライン調査)
調査対象 及び 標本数	10歳から17歳 までの子ども 8,000人	就学前の子どもの保護者 12,000人 ----- 就学後の子どもの保護者 12,000人	18歳から39歳までの方 10,000人 (郵送回答1,000人) (ウェブによるオンライン回答9,000人)
抽出方法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出		
回収数 (回収率)	1,482(18.5%)	就学前の子どもの保護者 3,915(32.6%) ----- 就学後の子どもの保護者 2,903(24.2%)	郵送回答 197(19.7%) ウェブによるオンライン回答 1,205(13.4%)
質問数	・ 設問58問 ・ フェイス項目6問 ・ 自由記述1問	就学前の子どもの保護者 ・ 設問99問 ・ フェイス項目16問 ・ 自由記述1問 ----- 就学後の子どもの保護者 ・ 設問60問 ・ フェイス項目16問 ・ 自由記述1問	・ 設問60問 ・ フェイス項目16問 ・ 自由記述1問

【結 果】

「Ⅲ 現状と課題」に主なデータを記載。

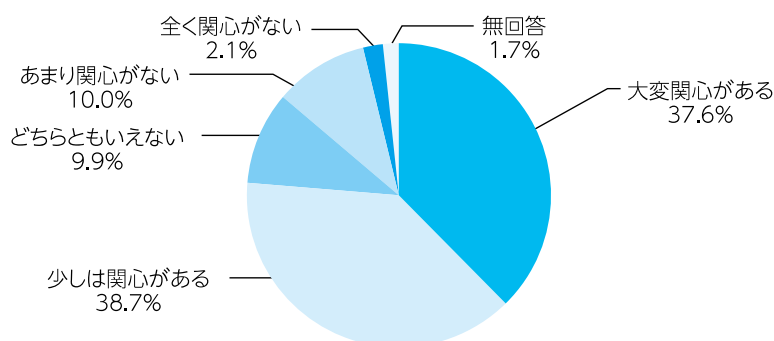


② 市政アンケート

項 目	内 容
実 施 時 期	平成30年10月2日～10月16日
調 査 方 法	郵送法
調 査 対 象	市内に居住する満18歳以上の市民(外国人を含む)
標 本 数	2,000人
抽 出 法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出
回収数(回収率)	940人(47.0%)
質 問 数	「なごやの子どもの育成に関すること」9問

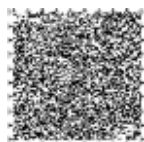
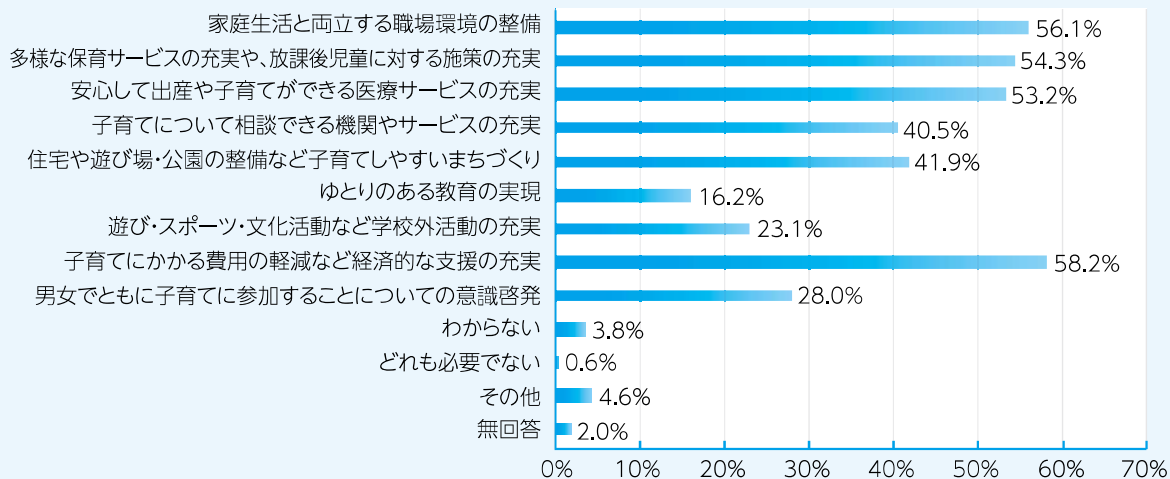
【結 果】(抜粋)

Q あなたは、子どもを取り巻く環境に関心がありますか



Q 子育てしやすい社会を実現するために、名古屋市はどのようなことに取り組む必要があると思いますか

(複数回答)



(2) 定性調査

■ 定性調査一覧

区 分		対 象	内 容
イベント等におけるアンケート	①なごや子ども・若者 わくわくフェスタ	来場者(主に子ども)	名古屋の好きなところなどについてアンケートを実施
	②なごっちワークショップ	参加者(小学5年生 ～中学1年生)	現在困っていることなどについてアンケートを実施
	③ファミリーデーなごや	来場者(子どもとその 保護者)	なごや子ども条例に定める子どもの 権利の中で「特に大切だと思うもの」 についてアンケートを実施
	④すこやかフェスタ	来場者(主に保護者)	名古屋の子育てのしやすさについて アンケートを実施
⑤なごっちサミット		小学5年生～中学1年生	誰もが住みやすい名古屋について 子どもが考え、意見表明 ※ 国際交流課姉妹友好都市周年 プレイベントとの合同開催
⑥ステップアップルーム等における 若者からのヒアリング調査		ステップアップルーム及び なごや若者サポート ステーション利用者	自立に困難感を有する若者から、現状や 将来への思いなどについて意見聴取
⑦愛知淑徳大学の学生による 子育てにかかる調査		子育て家庭等	愛知淑徳大学「企画立案の基礎」受講生が 子育て家庭等を対象にヒアリングや アンケートを実施
⑧名古屋市立大学の学生による 事業等利用者及び支援者ヒアリング		事業等利用者及び 支援者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」 受講生が事業等利用者や支援者を対象 にヒアリングを実施
⑨子育て世代と若者の座談会	座談会	子育て家庭と若者	「出産・子育てしやすい名古屋にするに は」をテーマに意見交換
	子育て家庭アンケート	子ども・子育て支援 センター利用者等	子育て世代と若者の座談会に先駆け、 子どもを産む前に不安だったこと、子育ての 状況などについてアンケートを実施
⑩関係団体、支援者等からの ヒアリング		未就学児の保護者、 若年者の就労支援を 行っている団体等	子ども、若者、子育ての当事者や関係団体、 支援者などから、現状や課題、今後期待する ことなどについてヒアリングを実施



■定性調査の概要

① なごや子ども・若者わくわくフェスタにおけるアンケート				
概 要	「なごや子ども・若者わくわくフェスタ」に来場した子どもたちに、名古屋の好きなところやその理由についてアンケートを実施しました。			
実施日	平成30年7月26日(木)	場 所	オアシス21 銀河の広場	人 数 77人

【結 果】

▶名古屋についてどう思うか

「好き」

61人(79.2%)

「どちらかという好き」

8人(10.4%)

「どちらともいえない」

8人(10.4%)

「どちらかという嫌い」

「嫌い」

0人(0%)

▶名古屋市を好きな理由のトップは「人とのつながり」、次いで「遊び場が充実している」

主な意見

人とのつながりがある

・いろいろな人がいて楽しい

・人が優しい

遊び場が充実している

・楽しい所がいっぱいある

・遊ぶところが多い

その他

・イベントやお店が多い

・交通の便がいい

・住みやすい

▶名古屋市を好きになるためにあるといいもののトップは「遊び場」、次いで「自然」

主な意見

遊び場

・遊び場所がもっとほしい

・みんなで遊べる所をつくる

自然

・緑がもっとあると良い

・自然の山や川

その他

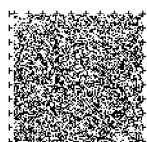
・人とのつながり

・市のシンボル

② なごっちワークショップにおけるアンケート				
概 要	「なごっちワークショップ」に参加した子どもたちに、現在困っていることや、それに対してどんなことができるかについてアンケートを実施しました。			
実施日	平成30年8月21日(木)	場 所	KKRホテル名古屋	人 数 29人

【結 果】

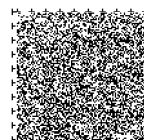
▶現在困っていること			
「困っていることはない」		11人(37.9%)	
「勉強や運動など学校のこと」		9人(31.0%)	
「親や兄弟姉妹など家族のこと」		4人(13.8%)	
	困っていること	自分でできること やってみようと思うこと	まわりにしてほしいこと こうなればいいと思うこと
主 な 意 見	友達にいやなことを言われる	先生などに相談する	先生から注意してほしい
	テストでいい点がとれない	繰り返し間違いなおしをする	特にない
	勉強が理解できない、 ついていけない	復習をする	自分の相談にのってほしい



③ ファミリーデーなごやにおけるアンケート					
概 要	「ファミリーデーなごや」に来場した子どもたちに、なごや子ども条例に定める子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施しました。				
実施日	平成31年1月12日(土)	場 所	日本ガイシホール	人 数	133人

【結 果】

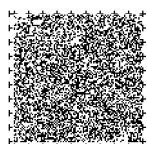
項 目		特に大切だと思う と回答した割合	
		H30	参考 H25
安全に安心して 生きる権利	差別を受けないこと	8.9%	10.5%
	病気やケガの時に治療を受けること	6.0%	11.4%
	暴力を受けないこと	7.8%	9.4%
一人一人が 尊重される権利	自分の考えを持つこと	15.3%	9.3%
	プライバシーが守られること	0.4%	1.3%
	個性（自分らしさ）が大切にされること	8.9%	6.8%
豊かに育つ権利	豊かな教育を受けること	5.3%	9.8%
	ゆっくり休むこと	5.7%	5.6%
	遊ぶこと	15.3%	17.8%
主体的に 参加する権利	自分の意見が言えること	14.2%	8.8%
	自分の意見が大切にされること	3.6%	2.9%
	子どもにとって大切なことを教えてもらえること	6.0%	6.3%
その他		1.4%	—



④ すこやかフェスタにおけるアンケート					
概 要	中京テレビと本市の共催イベント「すこやかフェスタ」に来場した保護者に、名古屋の子育てのしやすさについてアンケートを実施しました。				
実施日	平成30年10月20日(土) 21日(日)	場 所	日本ガイシホール	人 数	425人

【結 果】

▶名古屋の子育てのしやすさ		
10点満点で評価した平均は6.68点(前回調査7.55点から0.87ポイント低下)		
▶子育てする上で、名古屋市の「いいところ」のトップは「医療費助成や手当があること」、次いで「利便性や治安などの住みやすさ」		
主 な 意 見	医療費助成や手当があること	・ 中学まで医療費がかからない ・ 補助金制度など
	利便性や治安などの住みやすさ	・ 地下鉄やバスが充実している ・ 都会すぎなくて住みやすい
	子どもが遊べる公園・遊び場がある	・ 公園が多くて楽しめる ・ 遊び場がたくさんある
▶子育てする上で、名古屋市の「不満だと思うところ」のトップは「保育に関すること」、次いで「子どもが遊べる公園・遊び場が少ない」		
主 な 意 見	保育に関すること	・ 保育園に入るのが大変 ・ 働きたい、でも預けるところがない
	子どもが遊べる公園・遊び場が少ない	・ 交通が多く建物が多くて遊ぶところが少ない ・ 安心できるお出かけスポットが少ない
	施設の老朽化など	・ 児童館が古い ・ 地下鉄、公園が汚い
▶名古屋の子育て支援で「あったらいいもの」のトップは「子どもが遊べる公園・遊び場」		
主 な 意 見	子どもが遊べる公園・遊び場	・ 室内で遊べる場所がもっとあるとうれしいです ・ 遊具のととのった広めの公園
	教育・保育事業の充実	・ 病児保育を増やしてほしい ・ リフレッシュ保育の幅を広げてほしい



⑤ なごっちサミット

概要

子どもたちが、外国から来た人の困りごとについて解決策を考え、意見を出し合うとともに、「誰もが住みやすい名古屋」について考えました。

実施日

平成31年3月9日(土)

場所

今池ガスビル

人数

27人

【結果】

▶お困りごとの場面

「病院」「ごみの分別」「バス」

▶登場人物はどんなことに困っているか

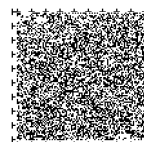
- ・ルールがわからない、字が読めない、誰・どこに聞けばいいかわからない
- ・捨てる場所がわからない、分別ルールがわからない、ごみの出す日がわからない
- ・バスの乗り方がわからない、標識が読めない

▶どうしたら解決できるだろう

- ・外国語の案内図・アナウンス、ロボットを置く、翻訳機の貸し出し
- ・ごみ捨て場に看板をたてる、矢印で示す、ごみ捨て場に説明の紙を貼る、英語で書く
- ・世界各国の言葉で書く、絵で示す(矢印など)

▶今日一日をとおして、みんなが暮らしやすいまちってどんなまち

- ・平等なまち
- ・やさしいまち
- ・協力し合うまち
- ・みんな笑顔でいられるまち
- ・誰もが助け合えるあたたかなまち



⑥ ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査			
概 要	自立に困難感を有する若者から、現状や将来の展望について意見聴取しました。		
実施日	①平成30年7月6日(金) ②平成30年7月17日(火) ③平成30年7月20日(金)	場 所	①北部ステップアップルーム ②なごや若者サポートステーション ③南部ステップアップルーム
人 数	①利用者5人、支援者1人 ②利用者3人、支援者1人 ③利用者4人、支援者1人		

【結 果】

▶人とのコミュニケーションに苦手意識がある

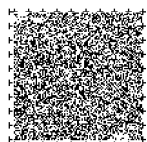
- ・上司とのコミュニケーションができなかったことが原因で仕事を3回辞めた。2年程度ひきこもっていた。
- ・アルバイトの先輩に対しての接し方が本当に難しかった。慣れてくれば平気になることもあるが、全体的にコミュニケーションは苦手。空気が読めない。
- ・気心の知れた少人数の集まりであれば問題なく話せるが、立場が違う上司や異性とはうまく話せなくなる。事業を利用してみて、人と話すきっかけがわかってきた。元々しゃべっていない状態から、今の段階まで来たので自信になった。

▶利用している支援事業については、概ね満足している傾向

- ・最初は何をすればいいのかわからなくて戸惑ったが、何度か来るうちに知り合いができて、今は居心地が良い。
- ・引きこもっていると人とのつながりが持てないので、ここに来て話ができるのは助かった。知り合いができると、来やすくなる。
- ・事業を利用し始めて、今まであまり入らなかったお風呂に入るようになった。家族とステップアップルームでの出来事を話すようになった。生活リズムが正しくなった。
- ・スタッフには悩みを打ち明けることができる。最初、親には悩みを言えなかった。思い切って親に話したら、病院に連れていかれたが、医師の対応が悪く、どうせ自分の話は聞いてもらえない、と諦めの気持ちが強くなった。

▶支援につながるための情報が必要

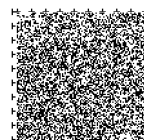
- ・利用のきっかけは、親に勧められたこと。
- ・自分で何とかしようと思ってネットで検索はしていたが、何ともならなかった。
- ・若者応援ハローワークに行った際に担当からチラシをもらった。ハローワークで教えてもらうまでは支援を知らなかった。
- ・学生時代(高校)からの事業周知があるといい。こんな場所があるよ、と教えてもらっていたらもっと早く来ていたかもしれない。



⑦ 愛知淑徳大学の学生による子育てにかかる調査					
概 要	愛知淑徳大学「企画立案の基礎」受講生が、子育て家庭等を対象にヒアリングやアンケートを実施し「名古屋で子育てしたくなる施策」をテーマにグループワークを行いました。				
実施日	平成30年10月3日(水)～ 平成30年11月21日(水)	場 所	市内保育所 LINEアンケート等	人 数	約850人
実施者	愛知淑徳大学「企画立案の基礎」受講生(80人)				

【結 果】

▶わくわくプランの認知度の向上	
現状と課題(アンケート結果等)	- これから子育て世代となる若者に計画が知られていない - 広報活動が足りない
提 案 等	- SNSを通して“わくわくプラン2015”の展開している事業が「いかに堅苦しくなく、身近な存在か」ということを感じてもらう (例)*Instagram(Twitter)のアカウントを作成 *電話、メール機能の活用 *わくわくプランの概要を投稿でお知らせ *フォロワー限定特典やクーポンを付ける
▶子育て家庭への支援	
現状と課題(アンケート結果等)	- 母親一人で子育てを担っており、孤独感・疎外感を抱えている - 自分が親になるまで子どもと触れ合う機会が少ない - 子育てについての知識が乏しく、子育てに自信を持ってない - 休む暇がなく、子育てをつらいと感じている - 泣き声や子どもが走り回るなど、子どもを連れての地下鉄乗車は周りの目が気になる
提 案 等	- 地域のお店や会社に協力してもらい、子育て家庭にさまざまなサービスを提供する - フリーマーケットを東山動植物園で開催し、子育て世代やこれから名古屋で子育てをしようと考えている人の交流の場とする - 名古屋市営地下鉄に親子優先車両をつくる
▶安心安全な環境づくり	
現状と課題(アンケート結果等)	- 愛知県の事故、犯罪発生ランキングによると、名古屋市は事故発生率、犯罪発生率ともに上位となっている - 名古屋市中で子育てをする際に不安だと思うことを子育て中の方52人を対象に調査したところ、「交通事故」32.7%、「犯罪」23.1%
提 案 等	- 小学校、住宅街周辺にゾーン30を拡大する - 安全確認授業の実施 *地域の大人たちが協力して安全マップを作製 *安全マップをもとに小学校で授業を行う *下校の際に安全マップを見ながら危険な場所を確認 *ボランティアを募り危険か所で事故等がないよう見守ってもらう



⑧ 名古屋市立大学の学生による事業等利用者及び支援者ヒアリング

概 要	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生が、事業等利用者や支援者にヒアリングを実施し、グループワークを行いました。			
実施日	平成30年10月23日(火)～ 平成31年1月7日(月)	場 所	中学生の学習支援事業実施 場所等 11か所	人 数 48人
実施者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生(11人)			

【結 果】

▶ひとり親家庭の子どもの居場所づくり

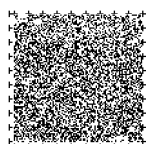
現状と課題(ヒアリング結果)	・ひとり親家庭の抱える悩み *自宅で過ごす子どもが多く、社交性・コミュニケーション能力・運動機能などに不安がある *親と子どもの進学意識の違いにより、他の家庭の子どもとの学力格差が生じてしまう *父母両方の役割を担うことにより、親に精神的なゆとりがない
提 案 等	・ひとり親家庭の子どもの居場所づくりモデル事業の拡大と子ども食堂との提携

▶中学生の学習支援事業

現状と課題(ヒアリング結果)	・中学校には行けないが、学習支援事業の会場には来られる子どももいる
提 案 等	・学習支援の対象を小学生まで下げる(期待される効果) *学校とは別の居場所 *小学生のうちから少しずつでも学習習慣を身につけることで、勉強が大変になる中学校にも対応できるように *小学校の学習内容で躓くことで中学校の勉強に影響が出てしまう。そういった事態を少しでも減らす

▶母子生活支援施設等

現状と課題(ヒアリング結果)	・全国的に、母子生活支援施設は空き部屋が多く、補助金が下りないことで経営困難となり閉鎖する施設が増えている
提 案 等	・新聞や各地域の無料情報誌に広告等を載せる ・補助金交付規程を低くする ・一人ひとりのニーズに合わせて入居条件を変える ・ひとり親とひとり親を支援したい人を結びつける



⑨ 子育て世代と若者の座談会

概 要	子育て中の方と若者が集まり、「子育て」をテーマに不安や喜び、苦労などを話し合ってもらい、子育てに関する現状と課題について意見聴取するとともに、若者が将来家庭を築くこと、親となって子育てすることについて考えるきっかけ作りの場としました。 座談会に先駆けて、758キッズステーションで6月から7月にかけて実施する事前アンケートの結果をとりまとめ、座談会のテーマ設定に活用しました。		
実施日	平成30年8月27日(月)	場 所	758キッズステーションマルチルーム
人 数	子育て中の方4人、高校生・大学生6人		

【結 果】

▶子どもの遊び場・交流の機会を充実するには？

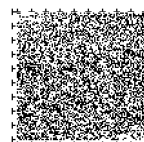
私ができること	・ まちで子どもと積極的にふれあう ・ 交流の場に出向く(アルバイト、ボランティア)
地域や仲間と一緒にできること	・ SNS(ライン・チャット)でイベントの情報を共有 ・ お互いのつながりを共有する ・ イベント企画(子ども向け・ママ友づくり・学生や多世代交流) ・ ママ友と子育てグループをつくる ・人を誘う
行 政 に 期 待 した い こ と	・ 扱いやすい、見やすいHP、SNS等 ・ チラシのデータ化 ・ ポスターを目につく場所へ ・ 公園内の授乳室、ごはんが食べられる休憩所などがほしい ・ 関心が高いイベントの開催(イベントのアイデアを募集する)

▶施設や交通機関をもっと使いやすくするには？

私ができること	・ 子育てに対する理解を深める ・ 子連れの大変さを察して動く(席を譲る、ベビーカー等を運ぶのが大変そうな場合にまず声をかける) ・ 困っていることやアイデア、意見などを出す(アンケートなど) ・ エレベーターの場所などを事前に調べる
地域や仲間と一緒にできること	・ 子育てに役立つ情報(エレベーター・階段などの乗換え情報、トイレ情報など)を共有する
行 政 に 期 待 した い こ と	・ エレベーターを増やす ・ 市バスの利便性を高める ・ バス・地下鉄などのベビーカーの利用をしやすくする ・ 情報をわかりやすく伝える(地図、HP) ・ 子連れの時の公共交通機関や施設の割引サービス ・ 意見を募集する

▶毎日の仕事&子育て。両立しやすくするには？

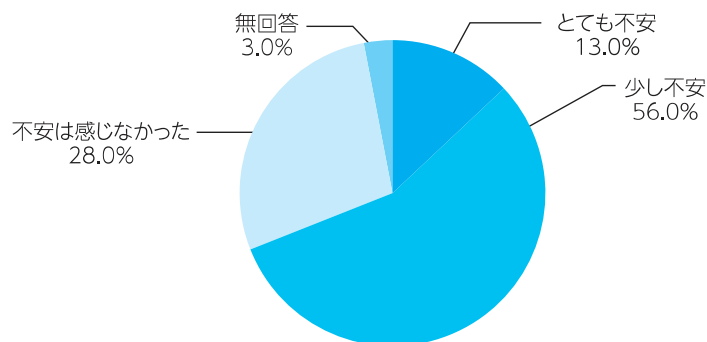
私ができること	・ 自分の力量・状態を知っておく、知らせておく ・ 声を上げる、伝える ・ 気が抜ける時間をつくる、楽しみや目標をつくる ・ ベビーシッターや家事代行の利用
---------	---



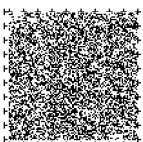
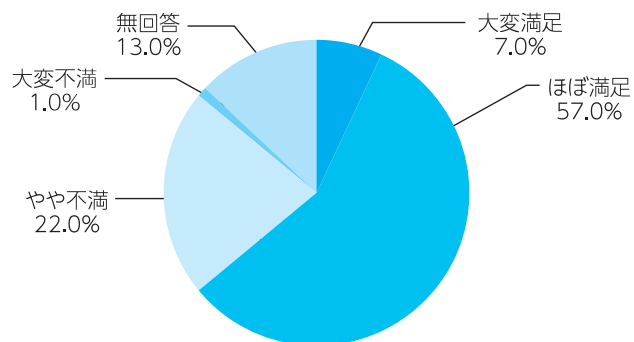
地域や仲間と一緒にできること	・パートナーの協力 ・助け合いグループをつくる ・仲間や話せる人をつくっておく ・祖父母との交流(お互いの考えの共有・子どもとの交流) ・助けてもらう、助け合う関係をつくる
行政に期待したいこと	・病児保育の充実 ・子育て支援センターや児童館の開館時間を長くする ・気軽に利用できる、安心して預けられる場所をつくる ・不満や悩みをはきだせる場をつくる ・制度についての勉強会 ・育休・産休明けに仕事をしやすくする支援 ・短時間勤務を社会全体に!

【事前アンケート】(抜粋)

Q 出産前、子どもを生み育てていくことについて、あなたは「不安」を感じたことがありますか



Q 名古屋市の子育て環境や支援施策についてどう思いますか



⑩ 関係団体、支援者等からのヒアリング

概 要	第2回の子ども・若者計画部会、子育て家庭計画部会、教育・保育計画部会の中で、子ども、若者、子育ての当事者や関係団体、支援者などから、現状や課題、今後期待することなどについてヒアリングを行いました。			
実施日	①平成30年10月2日(火) ②平成30年10月3日(水) ③平成30年9月13日(木)	部 会	①子ども・若者計画部会 ②子育て家庭計画部会 ③教育・保育計画部会	対 象 ①2団体 ②3団体 ③4団体

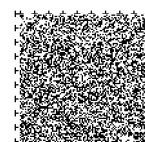
【結 果】

▶子ども・若者計画部会

対象団体	・ NPO法人ICDS(なごや若者サポートステーション受託) ・ 一般社団法人 草の根ささえあいプロジェクト(特定非営利活動法人 起業支援ネットとのコンソーシアム「よりそいネットワーク名古屋」で名古屋市子ども・若者総合相談センター受託)
主な意見等	・ かつては就職難だったが、現在は人手不足であるため、働き先はそれなりに見つかるが、すぐに辞め、自分の適性が見えないまま転職を繰り返してしまうという課題がある。 ・ 若い方たちのモチベーションがすごく落ちている。なぜ働くのか。働かなければならないのか。相談者のほとんどは保護者の保護の下で生活しており、苦勞していない。働く理由がわからないというケースが多くみられる。動機付けに苦慮している。 ・ 仕事に定着できるようなプログラムや事業の利用者同士がつながれるようなプログラムができればいい。 ・ 子ども・若者総合相談センターの相談件数は右肩上がりで、初回相談までに相当の時間を要している。体制強化が必要。 ・ 本人に責任のない軽度の障害に気づかないまま年齢を重ね、社会に出た後に、努力不足のように言われて傷つく子どもが多いように感じる。

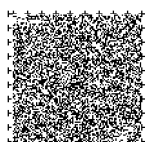
▶子育て家庭計画部会

対象団体	・ 特定非営利活動法人 子どもNPO ・ 特定非営利活動法人 起業支援ネット ・ NPO法人子育て支援のNPOまめっこ (三者によるコンソーシアムで子ども・子育て支援センター受託)
主な意見等	・ かつて父親は育児の補助者だったが、今は主体的な育児者と言われている。男性同士で話ができるような講座を開催しており、地域でも広げていけたらと思っている。 ・ ひとり親の方から、行政の相談員には経済的支援に関する相談はできるが、その他の具体的な生活のことなどが聞けないので、同じ立場の方から話を聞きたい、という声が多い。地域で同じ立場の人たちがつながれるとよい。 ・ 区ごとに状況や課題、支援者の悩みも違うので、一律でなくエリアごとでネットワークを築き、エリアに応じた課題解決ができるような連携が必要になるのではないかな。



▶教育・保育計画部会

対象団体	・名古屋市立幼稚園PTA協議会 ・名古屋市私立幼稚園PTA連合協議会 ・名古屋市公立保育園父母の会 ・名古屋民間保育園連盟保護者会連合会
主な意見等	・2歳児の段階で園の見学に行くが、か所数が多く、イライラ期の子どもを連れて訪問するのはとても大変。例えば一つの場所に近くの園の先生が集まって情報提供をする、掲示板を使って家でも情報を閲覧できるといった支援をしてもらえるとありがたい。 ・保育所を選ぶ際に、口コミでしか情報を得られない。それぞれの特色がわかる資料等が事前にあると、保護者としては助かる。 ・他区に希望を出したくても、区役所の連携ができておらず、定員などがわからないと言われる。区の境に住んでいると、両方の区役所に行かなければならず、負担が大きい。窓口の一本化を希望する保護者が多い。 ・最近は、幼稚園利用者でも、働いている母親が増えている。 ・兄弟は同じ保育所に通わせたい。送り迎えや行事のタイミングなど、別だと負担が大きい。 ・無償化より、施設の老朽化対策、エアコンなど環境面への配慮、障害児対応や保育士の処遇をもっと良くしてほしい。



(3) なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する 総合計画(案)パブリックコメント

■パブリックコメントの概要

意見募集期間	令和元年12月9日(月)～令和2年1月8日(水)			
市民意見提出状況	区 分		人 数	件 数
	郵 送	大 人	22人	36件
		子ども	8人	11件
	ファックス	大 人	59人	120件
		子ども	0人	0件
	電子メール	大 人	24人	82件
		子ども	0人	0件
	直接持参等	大 人	0人	0件
		子ども	0人	0件
	計	大 人	105人	238件
		子ども	8人	11件

■市民意見の内訳

大 人	項 目	件 数
	計画策定の考え方	3件
	めざす姿	1件
	現状と課題	3件
	施策・事業	224件
	子ども・子育て支援事業計画	1件
	その他	6件

子 ども	項 目	件 数
	健康	1件
	居場所と安全	2件
	学び(学校生活)	5件
	悩み事への手助け	2件
	その他	1件

